

本サービスは**「完全成功報酬型」**です。物件情報の収集や調査、現地同行などの業務を進めるにあたって、お申込時や調査段階で費用が発生することはありません。

■ 費用が発生する場合（利用約款：第3条第4条）

弊社が提供した情報に基づき、お客様が物件の賃貸借契約を締結した場合のみ、報酬をお支払いいただきます。

■ 報酬（利用約款：第6条）

- 1 アツカン.net 維持利用料
- 2 店舗開発補助料

■ 報酬の性質（利用約款：第8条1項）

本業務の報酬は、不動産会社に支払う「仲介手数料」とは別に、店舗開発実務の代行対価として発生します。

■ 仲介業者の指定（利用約款：第8条2項）

弊社が提供した情報に基づき、お客様が物件の賃貸借契約を締結した場合のみ、乙は仲介業者を指定することができます。

以下「店舗開発HUB（利用申込約款）」を必ずご確認ください。

店舗開発HUB（利用約款） 2026.1.4

出店希望者（以下「甲」という）は、株式会社Officeヒロ（以下「乙」という）に対し、甲の出店戦略における店舗開発実務の業務を委託する。

第1条（目的）

本約款は、甲が提供する「店舗開発HUB」（以下「本サービス」という）の利用条件を定めるものである。本サービスは、甲に対し、効率的な店舗開発支援および物件情報の最適化を提供することを目的とする。

第2条（本サービスの内容）

乙は甲に対し、業務の範囲に基づき、以下の業務を提供する。

- 1 出店戦略に基づいた物件情報の収集および提供
- 2 出店候補地の選定支援および現地調査の補助
- 3 店舗開発に関するコンサルティングおよび実行支援
- 4 その他、付随する業務

第3条（外部店舗開発部としての機能）

- 1 本サービスは、甲の店舗開発を補完する役割とし、外部の専門組織として機能する。
- 2 乙は、甲の承認を得た業務の範囲において、店舗開発室として、第三者（物件オーナー、不動産業者等）に対して情報収集等の業務を行う。

第4条（業務の非独占性）

乙は、本業務を甲以外の第三者（他のテナント等）に対しても提供することができるものとし、甲はこれを予め承諾する。乙が同一の物件情報を複数の委託者に提供した場合、当該物件の交渉優先順位については、乙の裁量により決定する。

第5条（情報の排他的利用）

- 1 乙が甲に提供する情報は、甲は乙の承諾なく第三者に漏洩してはならない。
- 2 甲が乙からの情報提供後、乙を介さずに直接、または第三者を介して当該物件の契約を締結した場合、甲は乙に対し、第6条に定める報酬と同額を違約金として支払う。

第6条（報酬）

本サービスは原則として成功報酬モデルとする。甲が本サービスを通じて提供された情報に基づき、物件の賃貸借契約、またはこれに準ずる合意に至った場合、甲は乙に対し報酬規定に基づく以下の報酬を支払う。

- 1 アツカン.net 維持利用料
- 2 店舗開発補助料

第7条（報酬の支払い）

- 1 成功報酬の発生タイミングは、本サービスを通じて提供された情報に基づき、ユーザーが物件の賃貸借契約を締結した時点とする。
- 2 甲は、乙が発行する請求書に基づき、翌月末日までに指定の銀行口座に振込の方法で支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。
- 3 支払いが遅延した場合、甲は年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第8条（物件情報の取引態様の明示）

- 1 乙が本サービスを通じて甲に物件情報を提供する場合、当該物件の物元情報に関する「取引態様」（貸主、代理、媒介等）を明示するものとする。
- 2 前項の明示は、あくまで当該物件のオーナーまたは管理会社等と、その取引に関与する宅地建物取引業者との間の関係を示すものであり、乙（株式会社Officeヒロ）が当該物件の媒介（仲介）人であることを示すものではない。
- 3 甲は、提供された情報に記載された取引態様を確認した上で出店検討を行うものとし、具体的な契約条件の調整および契約手続きにあたっては、別途乙が指定または紹介する宅地建物取引業者が介在することを承諾する。

第9条（本サービスの性質と仲介業務の非受託）

- 1 乙が運営する情報サイト「アツカン.net」および本業務は、1次情報の収集・提供および店舗開発の実務支援を行うものであり、乙自らが物件の賃貸借契約に係る媒介（仲介）業務を行うものではない。
- 2 物件の契約締結に関する法定実務（重要事項説明等）は、別途乙が指定する宅地建物取引業者が担うものとする。
- 3 甲は、乙の提供するサービスが「情報の収集・精査」および「業者間の利害調整」という開発実務の代行であること、およびその対価が仲介手数料とは法的性質を異にするものであることを確認した。
- 4 物件の成約にあたっては、別途、免許を有する不動産仲介業者が介在し、甲は当該仲介業者に対して所定の仲介手数料を支払う必要があることを確認する。

アツカン.net

第6条（アツカン.net の利用）

甲は、「アツカン.net」を利用することができる。



URL <https://atsu-kan.net/>

業務の範囲

乙の業務の範囲については、別途参照ください。

名刺 SAMPLE



報酬規定

報酬については、報酬規定を参照ください。

受託者

乙「受託者」は以下の通り。

社名	株式会社Office Hiro
住所	大阪府高石市取石1-11-8
電話	070-2296-8188
担当	濱田

URL <https://atsu-kan.net/>

利用申込

上記の内容および約款に同意いただける場合は、以下の「申込手続」をお願いします。

